

EPAに基づくベトナム人看護師候補者 に対する日本語支援

— 三者連携協定による日本語支援の報告と課題 —

濱 畑 静 香

〈要旨〉本稿は、経済連携協定（EPA）に基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援の報告と、その日本語支援から見えた問題点および課題について、日本語教員の立場から述べたものである。EPAに基づくベトナム人看護師候補者の受け入れはフィリピンやインドネシアよりも遅く開始され、未だ課題も多く残されている。本研究の目的は、県・病院・高等教育機関の三者連携協定によるEPAに基づくベトナム人看護師候補者への日本語支援からの知見をもとに、ベトナム人看護師候補者に必要な日本語支援とは何か、日本語教員の立場から彼らにどのような日本語支援をするのがもっとも望ましいのか、さらには県や病院との連携による支援に関する問題点や課題を明らかにし、EPAに基づく外国人看護師候補者への今後の日本語支援へと生かすことである。

筆者が行ったベトナム人看護師候補者への日本語支援から、以下の点が主に看護師候補者へ日本語支援をする際の課題となると考えられる。

三者連携協定の観点からは、（１）日本語教員の関与の範囲について、病院とよく話し合い、明確にする（２）情報交換を県・病院・教育機関で相互に十分に行う、ということ、日本語教育の観点からは、（１）専門日本語の学習と共に、生活および職務で必要となる日本語学習も積極的に進める（２）コミュ

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

ニケーションを円滑にする言語運用力を向上させる、（3）発音指導、聞き取り等は候補者として来日後から早めに取り入れ、定期的に指導を行う、ということである。

日本語支援の体制が十分整っておらず、時間もない中で、支援効果が高められる方法を今後も検討を重ね、今後ますます増加すると予測される外国人看護師候補者ならびに介護福祉士候補者への地域における支援体制を整えていく必要がある。

〈キーワード〉 EPA, ベトナム人, 看護師候補者, 看護師国家試験, 日本語支援

1. はじめに

経済連携協定（Economic Partnership Agreement, 以下、EPA）により、2008年（平成20年）にはインドネシアから、2009年（平成21年）にはフィリピンから看護師・介護福祉士候補者の受け入れが開始されている。インドネシアから遅れること6年、日本ベトナム間でもEPAに基づき、ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受け入れが決定し、2014年（平成26年）6月に第1陣が来日した。先の2国の候補者における問題点などを吟味し、日本語能力の点においてはベトナム人看護師・介護福祉士候補者には、訪日前に日本語能力試験N3への合格が要件に課せられている。インドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者に対しても、日本語能力試験N5程度以上の日本語力が訪日前の要件に課せられている。

インドネシア、フィリピンからの候補者に対してはベトナムからの候補者より先に受け入れが開始されていることから、彼らの国家試験合格を支援するための日本語教材などもいくつか出版されている。しかし、開始されて間もないベトナム人候補者に関しては、日本語支援が十分行われていないのが現状である。看護師を目指す外国人向けの教材はもともと少なく、ベトナム語によるサポート教材も未だ少ない¹。訪日前研修に加え、訪日後研修にて日本語や看護に関する導入研修も受講するわけだが、それ以降は受け入れ施設に任されてい

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（濱畑）

る状況である。さらに、外国人介護福祉士候補者と比較し、外国人看護師候補者の人数は圧倒的に少なく、特にベトナム人看護師候補者に関しては、各施設での現状や課題はなかなか施設関係者以外の日本語教員の耳に入って来ない。

本稿では、筆者がこれまで行ってきたEPAに基づくベトナム人看護師候補者への日本語支援からの知見をもとに、外国人看護師候補者に必要な日本語支援とは何か、日本語教員の立場として彼らにどのような日本語支援を行うのが望ましいのか、さらには自治体や病院との連携による支援に関する問題点など、課題を提示したい。

2. 先行研究

フィリピン、インドネシア人の看護師・介護士候補者を受け入れてから、彼らを取り巻く諸問題に関する議論がなされ、研究も行われてきている。その中でも外国人介護福祉士に関する研究は数多くなされている。三枝（2012）は、介護福祉士国家試験が外国人介護福祉士候補者にとってことばの面でどのような点が難しいのかを調査し、また、国家試験に出題される語彙は日常業務に必要な専門用語の割合が高いことなども述べている。一方、EPAに基づく外国人看護師候補者に関する研究は外国人介護福祉士候補者関係の研究に比べ、多くはない。外国人看護師候補者の看護師国家試験対策に焦点を当てているのが、岩田（2014）、小原・岩田（2012）である。小原・岩田（2012）では、具体的な日本語支援の授業の進め方にも言及し、日本語教員が中心に国家試験対策をし、看護師にアドバイザー的な役割を求めることで効果的な支援が可能になることを提案している。

職種のみにとどまらず、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の国籍に限定した研究も存在し、ベトナム人候補者の受け入れや教育に焦点を当てた研究には、平野他（2015）、水野（2010）、比留間・天野（2013, 2014）な

1 公益社団法人 国際厚生事業団（JICWELS）が発行している『看護師国家試験出題基準』『看護導入研修』『保健師助産師看護師法』では見開き左ページに日本語で、右ページには左ページと同一内容をベトナム語で示しており、一般社団法人国際交流&日本語支援Y編者の『看護・介護の言葉と漢字ワークブック』では、別冊で漢字索引、語彙索引にベトナム語訳を付している。しかし、JICWELSの3点は教材ではなく、後者のワークブックはあくまでも漢字と語彙における対訳処置に過ぎない。

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

どがある。

さらに、外国人看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格に向けての教材も既に幾冊か刊行されている。介護に関する日本語教材は近年出版が続き、三橋他（2017）、国際交流&日本語支援Y（2017）、堀（2015）など、日本の文化背景も考慮に入れ、工夫を施した教材が出版されている。看護と介護の両分野に対応した教材としては、アークアカデミー（2017）が介護と看護の漢字・語彙の日本語能力試験レベル別の教材を出版したが²、看護に特化した教材は数えるほどである。

そして、本稿と同様、特定の都道府県に着目し、調査しているものには白石（2016）がある。白石（2016）は、三重県内の病院看護師が外国人看護師の就労について、県内病院に勤務する看護師³を対象に外国人看護師に対する意識調査を行っており、受け入れに対して否定的ではないが、実態をよく知らないために不安を持っていることを明らかにしている。白石（2016）の述べている通り、外国人看護師候補者はまだまだ日本に多く存在しないため、彼らに関する情報が多く得られない状況である。また、EPAに基づくベトナム人看護師候補者の支援に当たっている立場からの具体的な指導内容などについては十分な報告が管見の限り見当たらない。

3. EPAに基づくベトナム人看護師候補者の看護師国家試験合格状況

EPAに基づくベトナム人看護師候補者には日本語事前研修が現地で12ヵ月行われ、N3に合格した者が訪日することから、他の2国より看護師国家試験合格者が多く見込まれがちである。しかし、筆者が日本語支援を行ってきた候補者の中には、業務を遂行するための日本語力を十分に保持しているとは思えない者もいた。特にそのような候補者であれば、看護師国家試験内の問題には専門用語も多く、日本語の文章読解も容易にできるとは到底思えず、合格が厳しい状態である。

2 2017年9月現在、N4レベルの教材が刊行されており、今後他のレベルも順次刊行予定のようである。

3 EPA外国人看護師を受け入れている病院の看護師は除外している。

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

厚生労働省が発表した資料によると、第106回（2017年）看護師国家試験合格分までのEPAに基づく外国人看護師候補者の累計合計数はインドネシアで130名、フィリピンで106名、ベトナムで30名、計266名である。EPAによるベトナム人看護師候補者第1陣が初めて受験した第104回（2015年）では、3カ国の外国人合格者数は26名、そのうち第1陣のベトナム人看護師候補者の受験者20名のうち1名合格という結果であった。なお、同じ2014年に入国したインドネシア人看護師候補者の受験者では40名のうち合格者はおらず、2014年度入国のフィリピン人看護師候補者受験者36名では合格者は2名であった。

第104回から第106回のベトナム人看護師国家試験の合格者数および合格率については、以下の表1にまとめた。

表1 EPAに基づくベトナム人看護師候補者の看護師国家試験合格者数および合格率

試験実施 入国年度	合格者数／受験者数（合格率）		
	2014年度（第1陣）	2015年度（第2陣）	2016年度（第3陣）
第104回（2015年2月）	1/20（5.0%）	—————	—————
第105回（2016年2月）	11/20（55.0%）	3/14（21.4%）	—————
第106回（2017年2月）	4/9（44.4%）	8/11（72.7%）	3/17（17.6%）
合計	16名	11名	3名

（表1は厚生労働省の合格者数および合格率の表を基に、筆者が作成したものである。）

直近の第106回実施の看護師国家試験では、第2陣の受験者の合格率が際立って高く、第1陣も9名中4名が合格している。2回目の受験での合格率が高かったという結果は第1陣の場合も同様で、第105回実施の試験では55%と高い合格率となっている。これらのことから、訪日して約半年後の試験での合格は非常に難しく、1年半ほどの就労経験をした後の第2回目の試験ではその成果が顕著に表れているといえよう。これに対し、2016年（平成28年）度に訪日した第7陣のインドネシア人看護師候補者は40名のうち合格者なし、第6陣のフィリピン人看護師候補者は36名のうち1名合格であった⁴。ベトナム人看

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

看護師候補者の2回目の合格率が高いとはいえ、日本人の合格率は厚生労働省の資料で過去9年間（第98回～第106回）を見ても約88～91%であり、外国人看護師候補者の合格率の低さが明らかである。いずれの外国人看護師候補者においても、訪日後第1回目の受験での合格は非常に厳しい状況であり、2回目の合格率が1回目の受験の際よりは高くなるとはいえ、合格するのは容易ではないことが窺える。

4. EPAに基づく外国人看護師候補者の受け入れ実績

4. 1 日本における受け入れ実績

前章ではEPAに基づく外国人看護師候補者の合格率の低さを見たわけだが、それではどれほどの人数が現在までにこの難関を突破するために訪日しているのかを確認したい。2008年（平成20年）から始まったEPAに基づく外国人看護師候補者の受け入れの累計人数をここで確認しておく。

表2 EPAに基づく外国人看護師候補者の累計受入れ人数

国名	入国年度	人数	【参考】介護福祉士候補者 累計受入れ人数
インドネシア	2008年（平成20年）度 ～2016年（平成28年）度	593名	1199名
フィリピン	2009年（平成21年）度 ～2016年（平成28年）度	472名	1124名 ⁵
ベトナム	2014年（平成26年）度 ～2016年（平成28年）度	53名	417名
	合計	1118名	2740名

（表2は厚生労働省の受入れ人数の推移の表を基に、筆者が作成したものである。）

表2より、これまでに3800人を超えるEPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が来日し、看護師候補者だけで1118名を受け入れていることが明らかである。そして、そのうち3カ国266名が看護師国家試験に合格している。

4 この中には、協定上の滞在期間を終えたインドネシア人元看護師候補者受験者の中で4名が、フィリピン人元看護師候補者受験者の中で1名も合格している。

5 ただし、平成21、22年度の就学での入国者人数37名は数値に含めない。

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

4. 2 三重県における受け入れ実績

本節では、次章にて日本語支援の報告に入る前提として、これまで筆者が日本語支援に関わってきた三重県の外国人看護師候補者の受け入れ状況を整理しておく。三重県では2010年（平成22年）から外国人看護師候補者の受け入れを開始している（表3参照）。そして、筆者が日本語支援に携わることになった2014年（平成26年）度からは第1陣ベトナム人看護師候補者を2名、2015年（平成27年）度からは第2陣のベトナム人看護師候補者を2名、計4名受け入れられている。さらに、2017年（平成29年）度から第4陣となるベトナム人看護師候補者2名が加わった。

表3 EPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師候補者受入れ状況（三重県）⁶

(年度)	(国籍)	(人数)	(受入施設)	(受入施設への支援有無)
22～24	インドネシア	1名	四日市社会保険病院 ⁷	四日市看護医療大学(H22～)
22～25	インドネシア	1名	四日市社会保険病院	四日市看護医療大学(H22～)
22～24	フィリピン	1名	済生会松阪総合病院	無
26～	ベトナム	2名	伊勢赤十字病院	皇學館大学(H26～)
27～	ベトナム	2名	田中病院 ⁸	皇學館大学(H27～)
29～	ベトナム	2名	田中病院	皇學館大学(H29～)

過去にも以前、病院が近隣の大学に支援を依頼しており、看護師国家試験の合格者を排出している。しかし、その際は県が連携には参加していなかった。そして、2014年8月、県、伊勢赤十字病院⁹、筆者の勤務校が三者協定を締結し、EPAに基づく外国人看護師候補者に対する支援を連携して行っている

⁶ 平成22～25年度までは三重県ホームページの情報（<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2014080174.htm>）（情報取得日：2016年2月29日）を抜粋し、26年度以降の分は筆者が新たに加えて作成した。

⁷ 四日市社会保険病院は2014年（平成26年）4月から名称が「四日市羽津医療センター」に変更した。

⁸ 合格者を輩出した施設一覧にて施設名を非公表としていたが、病院からの公表許諾を得たため、実名にて示す。

⁹ EPA看護師候補者の受け入れを2014年に開始した、伊勢市内にある総合病院である。

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

ように体制を整えた。2015年には新たに受け入れを開始した田中病院と三重県、筆者の勤務校の間で同様の三者協定を締結した。三重県中南部地域の病院においてEPAに基づく外国人看護師候補者の受け入れは初めてであり、連携協定を締結しての支援体制を組むのは全国的にも珍しいものであった。

5. 日本語支援

先の章で既に触れたが、筆者の勤務校と県、そして受け入れ先である伊勢赤十字病院が2014年8月25日にEPAに基づく外国人看護師候補者への支援に関する連携協定を締結し、EPA看護師候補者への支援を行っている。筆者は日本語学習の面での支援に携わることになった。

三者連携協定を結ぶにあたり三者が話し合いの場を持ち、締結後も年に1回以上、担当者会議を開催している。担当者会議では病院と教育機関が中心となり、彼らの様子を報告し、筆者は日本語支援の立場から支援の概要や近況、ベトナム人看護師候補者の日本語運用力の問題点などを報告している。2015年夏からは市内の田中病院が伊勢赤十字病院と同様にベトナムから2名受け入れ、伊勢赤十字病院と同様の連携協定を2015年11月10日に締結したため、受け入れ後は伊勢赤十字病院と三重県、筆者の勤務校ならびに田中病院が合同で担当者会議を行っている。

次に、筆者が携わった日本語支援について報告したい。

5. 1 2014年9月から2015年3月までの日本語支援

この期間は、ベトナムからの第1陣看護師候補者が看護師国家試験1回目受験合否発表までである。筆者と、同勤務校の教員Sが協同で日本語支援を行うことになり、手探りの状態で日本語支援を開始した。伊勢赤十字病院のベトナム人看護師候補者は本校での日本語支援の他に、NPO団体の日本語教員による週1回の日本語指導も受けていた。当初、筆者らは1時間ずつの担当で、『看護・介護の言葉と漢字ワークブック』による語彙・漢字の学習や、『場面から学ぶ看護の日本語』の未就学部分の学習などが中心であった。これ以外にも、様々な市販教材や自作プリントを補助教材とした。さらに、2014年12月下

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（濱畑）

旬頃には『やさしい解説付き看護師国家試験対策テキスト』¹⁰の提供を受けたため、国家試験にも対応できるよう、少しずつ取り組んでいった。支援した候補者2名のみ共通点になるが、この時点での主な気付きとして以下の2点を挙げたい。

- ①語彙に関しては、カタカナ表記の語彙に苦手意識がある。
- ②発音面での不自然さが目立つ。

①に関しては、ベトナム人母語話者に限らない点ではあるが、漢字表記の語彙のほうが理解している傾向にある。松田（2016）が述べているように、ベトナムは漢字文化圏であり、一致する語も存在する。松田（2016）の調査結果によると、旧日本語能力試験1級と2級語彙に関しては、日本とベトナムにおける漢字語の一致度が高いこと、また、和製漢語についても一致率が6割と高く、専門用語についても日本語の漢字語彙の理解に漢越語が役立っていることが明らかになっている。但し、日越の漢字語の意味の相違もあるため、注意が必要である。

②に関しては、河野（2014）ではベトナム語母語話者の起こしやすい誤りとして、母音だけでも短母音の長音化や短母音直後の促音挿入、撥音と長音の交替や撥音の挿入、拗音と直音の混同など、多くの誤りを指摘している。子音においてもベトナム語には無声と有声の対立が一部しかないため、その混同が多く見られることを述べている。また、小熊（2002）は日本語リズムの不自然さの要因として、「拍の増加」減少においては母音の挿入・添加によるものが大きな影響を与えていることを明らかにしており、口頭能力レベルが高くなるにつれ、不自然さが減っていることを述べている。筆者が支援を開始した当初の2名は日本語能力試験N3に合格しているとはいえ、口頭能力では河野（2014）が指摘した部分の誤りも多く、不自然な日本語の印象を常に受けている感じであった。そのため、発音練習なども適宜入れる指導を行ったが、継続的にできなかったため、十分な改善に至らなかった。

¹⁰ 日本語教員が扱えることを想定し制作された必修問題教材であり、看護師国家試験用教材モニター版として公開されている。

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

5. 2 2015年4月から2016年3月までの日本語支援

5. 2. 1 日本語支援

この期間は、ベトナムからの第1陣EPA看護師候補者が国家試験2回目受験合否発表まで、および第2陣候補者が国家試験1回目受験合否発表までである。筆者が支援していた第1陣候補者2名は看護師国家試験を2015年2月に受験するも、来日後、約半年間の日本語支援では看護師国家試験結果が出せなかったため、2回目の受験での合格を目指し、国家試験合格に重点を置きながらの支援が始まった。また、9月からは第2陣候補者2名も加わり、一緒に日本語学習を開始した。

2015年3月までの支援との主な違いは、①担当教員Sは看護師国家試験の日本語に特化し、看護師国家試験対策の問題集をもとに日本語学習を進めた点、②筆者は初級・中級レベルの日本語学習を中心に、国家試験前の数カ月は教員Sとは別の教材にて看護師国家試験対策の学習を進めた点、である。最終的には第1陣候補者も第2陣候補者も合格には至らなかった。この1年間での気づきとして、5. 1で挙げた問題点は継続的な問題ではあったが、筆者が日本語支援をしていた第1陣の候補者のうち1名が日本語学習の基礎部分の定着が極めて不十分な候補者であり、この候補者へのケアをいかにするべきかを考えながら試行錯誤していた点も問題の1つであった。第2陣の候補者が来たことにより、モチベーションはやや上がったのであるが、それも束の間であった。第2陣の候補者2名は1年目において准看護師試験に合格し、准看護師の資格を取得している¹¹。候補者の中で日本語能力に差が顕著な場合の対処が十分ではなかったのが問題点としてあった。

5. 2. 2 日本語使用実態観察調査

筆者と、筆者と共に日本語支援を行っている教員Sは、現場における候補者の日本語使用実態および候補者と共に働く日本人看護師の候補者に対する日本語使用実態を把握し、そこから候補者の抱える日本語使用に関する問題点を見出し、日本語支援にも役立てたいと考え、2015年7月16日、約1時間、第1陣

¹¹ ただし、准看護師資格は都道府県知事により交付される免許である。

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

ベトナム人看護師候補者の勤務先の病院にて日本語使用状況観察を行った。主な考察点は（1）会話の時間的長さ、（2）会話に使用する単語の数量、（3）会話の内容の理解度、（4）聞き返しの頻度、（5）聞き返す単語の語種、（6）看護師等の方の表現の仕方、（7）日本語使用の全般的状況、の7点である。

1時間の考察および病院担当者の方からの話などを総合的に考えると、日本語力に関していくつか課題となる点が浮かび上がってきた。先の項目の中で特に（5）（6）において注意が必要な点がみられた。

①日本人看護師とのやり取りにおいて、聞き取りが中心となり、自ら発話する機会が少ない。聞き返す頻度は少ないが、福祉関係の用語や動作の表現等は一度で理解ができないことがある。

②日本人看護師の発話が速く、方言や短縮形を使用していることが多い。

②の事例として、「見るんやったら」「いろんなことが変わっとる」など、多様な表現に渡っていた。

理解度に関しては、理解しているが話せないだけなのか、理解していないから話せないのか、判断が付きにくい場面があり、理解度が高いとは決して言えない場面がみられた。また、日本人といわゆる「察し」のコミュニケーションが取れていない場面もあった。直接的な日本語を提示しなくとも、発した人の発話意図を理解して行動することができずにいたのである。これは、文化的な背景が大きく関わっており、この理解は日本人との関わりが多ければ、その分理解も早まると思われる。しかし、職場でのやり取りだけでは、深めることはできない。日本語教員がそういった状況での日本語の使い方なども教えることが必要だと確認できた。

5. 3 2016年4月から2017年3月までの日本語支援

看護師国家試験合格まであとわずかといった候補者がいたが、全員合格には至らなかったため、第1陣の候補者にとっては最後の受験、第2陣の候補者にとっては2度目の受験機会になる2017年2月の試験までは、国家試験対策に固執せず、看護知識の定着および理解度の向上、さらには看護専門用語以外の基盤となる日本語能力の向上をより意識して日本語支援を行った。日本語能力試

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（濱畑）

験N3に合格して来日しているEPAベトナム人看護師候補者だが、実際、日本語能力試験N4レベルの問題を解いてもらおうと間違いがいくつもみられ、N3レベルの問題において不確かな回答がすべての候補者にみられた。岩田（2014）によれば、看護師国家試験にはN2レベルの文法の頻出度は低く、N1においてはほとんどないということであるが、看護師国家試験に合格した後、日本国内で正式な看護師として勤務することになれば、看護日誌等記入する際にも、N3レベルの語彙や文法だけでは十分に伝えきれない部分があるはずである。そのためにも、専門分野に特化した能力を身に付けるだけでなく、様々な場面に適応できる日本語運用能力を高めていくことは無駄ではない。そのような考えから、日本語能力試験の問題を授業で取り上げたりすることもした。

6. まとめと今後の課題

看護の知識が豊富な日本語教員が多ければよいが、筆者を含め、実際に外国人看護師候補者への日本語支援の場に直面し、途方に暮れる教師も少なからずいる。筆者のように日本語教員として日本語支援に携わるものから、EPAに基づく外国人看護師候補者への日本語支援における課題と、合格後の外国人看護師への支援における課題を提示したい。

6. 1 三者連携協定による支援

三者連携協定による場合、日本語教員が行うべきことを提案したい。

1) 日本語教員の関与の範囲について、病院とよく話し合い、明確にする。

小原・岩田（2012）では、日本語教員が専門性の高い看護分野に立ち入ることを避け、一般的な日本語を積み上げていく進め方をするのは非効果的であると述べている。確かに看護における日本語と一般的な日本語教育では大きく差があり、岩田（2014）においても看護師国家試験で頻出する語彙の調査によると、日本語能力試験級外の語彙が多くを占めており、語彙の専門性が明示されている。とはいえ、現実には病院の看護師または看護の専門家と協同で支援に取り組むことは容易ではない。筆者が請け負った日本語支援も、県と病院と勤

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

務校との三者連携とはいえ、県から看護の専門家の派遣があるわけでもなく、情報も入ってくるのがなかった。また、病院からは日本語支援授業で扱う内容に関しては要望を受けることもあり、病院において看護師が候補者に日本語に関する指導をする際の助言なども行った。しかし、筆者ら日本語教員が看護に関わる内容を扱うには、週1回2時間という時間は量的には決して十分ではなく、国家試験合格に直接結びつくものとは到底言えないものであった。よって、日本語教員が扱える部分としては、看護の専門以外の一般的な日本語と、看護師国家試験問題に出てくる文法・語彙の確認など、限られた部分であろう。どこまで日本語教員が関わるか、また、受け入れ施設が日本語教員にどのような支援を求めているのか、日本語支援を始めるにあたりよく確認し、コースデザインを行うことが大事である。

2) 情報交換を県・病院・教育機関で相互に十分に行う。

病院の現場においての外国人看護師候補者が直面する問題は、病院でしか理解し得ない。我々日本語教員が彼らの直面する問題の情報を得るには、現場で毎日接している看護師からの情報である。幸い、筆者が日本語支援していた病院では日本人看護師のサポートが厚く、ベトナム人看護師候補者は恵まれた環境下での勤務をしていると推察された。彼らの成長の様子も候補者の担当看護師から適宜聞くことができ、彼らが今どの病棟で勤務しているのか、どのような活動を行っているのかなど、彼らの日本語使用場面を把握できたことで、日本語支援の内容にも生かすことができた。そういった点も踏まえ、病院との密な連携は必要とされる。しかし、残念ながら県からの日本語支援の一助となる情報が少なく、他県での同様のケースでの支援状況や過去の県内の高等教育機関の日本語支援内容などの情報が得られるとよかった。病院と県、病院と教育機関という形で支援が成り立っていたように思われる。候補者をしっかりとサポートできる体制を作り上げることにより、支援の効果も一層上がるのではないだろうか。

6. 2 日本語支援の内容

日本語教育の観点からどのような支援を必要とするのか、主として2点を挙

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

げたい。

- 1) 専門日本語（看護の日本語）の学習を最優先にするが、生活および職務で必要となる日本語の学習も積極的に進める。モチベーションを保つためにも、日本の社会や文化的な内容なども入れる。

彼らの目下の目標は、日本において看護師国家資格を取得することにある。在留期間として定められた3年以内に看護師国家試験に合格しなければ、原則として帰国することになっている¹²。そのため、やはり彼らの目的を達成させるために我々日本語教員も留学生対象の日本語授業とは異なり、専門的な日本語教育、特に国家試験合格対策の日本語支援が求められることもある。ただ、注意しなければならないのが、彼らのモチベーションを維持するのは容易ではないため、看護師国家試験のみならず、日本や日本語に関心を抱いているものについては専門領域に寄らず、授業でも取り上げていくことが必要である。筆者が日本語支援した候補者のうち1名は、四字熟語や慣用句などに関心を持っていることもあり、それを授業でも取り入れた。布尾（2013）は初級段階からの専門日本語教育の条件として3点挙げており、そのうちの一つに「日本の社会・文化についての理解を深められること」を挙げている。これは初級段階に限らず、就労しながら国家試験合格を目指す候補者に対する教育にも言えることである。日本の社会や文化は日本語の表現や語彙にも反映されていたりするため、専門用語以外の日本語からも学ぶべきことは多くあり、モチベーションを高める助けにもなる。

- 2) コミュニケーションを円滑にする言語運用力を向上させる。

これは看護師国家試験合格に直接結びつくこととは異なるが、患者さんが話す日本語が難しいということ、筆者が支援していたベトナム人看護師候補者から度々聞いていた。三重県の例を挙げるが、三重県は縦長の細い地形で、言語的に県内は主に大きく5つの地域に分割される¹³。筆者が日本語支援に携わっている病院はいずれも南勢地域に属し、いわゆる伊勢方言が使用され

¹² EPA看護師候補者は上限3年、介護福祉士候補者は上限4年である。不合格の場合でも一定の条件を満たす者は1年間の滞在延長も認められている。

¹³ 北勢、中勢、南勢、伊賀、東紀州の5地域に分かれる。方言もそれぞれの地域ごとに存在すると言われている。

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（滇畑）

ている地域である。共通語にはない表現もあり、コミュニケーションを取るうえで支障が出てくることもある。日本人の患者が話す日本語が理解できる聴解力を向上させるには、日本人の発話速度への対応のみならず、語彙力（方言も含む）も同時に養う必要がある。

また、職場における日本人看護師との業務連絡等に支障をきたさないように、専門用語のみならず、日本人の発話意図も汲み取れる力を身につける必要がある。これは先の1)でも取り上げたことであるが、文化的背景が及ぼす日本語表現を日本語教員が享受することは必須であろう。

3) 発音指導、聞き取り等は訪日後から早めに取り入れ、定期的に指導を行う。

5. 1でも述べたように、訪日直後から継続的に発音指導が必要である。特に、筆者が関わったベトナム人看護師候補者全員、音調の不自然さが残っており、化石化している状態である。また、帰国した候補者1名に関しては、日本人とのコミュニケーションも取りづらい発音のままであった。週1回の支援では十分なケアができるわけではないが、日本語を意識的に発音する機会、聞き取る機会は作るべきである。

6. 3 国家試験合格後の支援内容の提案

日本語支援を行ったベトナム人看護師候補者4名のうち3名（第1陣1名、第2陣2名）が第106回看護師国家試験に合格し、2017年4月から看護師として勤務している。日本語支援は2017年5月からは看護記録の記入の際に困難であることや日本語能力を向上させることなどが問題として病院側から挙がっていたため、看護記録の際に必要な文章力（要約力）の向上や漢字・語彙力の育成を中心に、コミュニケーションに必要な日本語学習を継続して行っている。国家試験合格後、外国人看護師が新たに直面している問題などを外国人看護師からも直接聞き、病院からの情報収集も行いつつ彼らの抱える問題に寄り添い、改善できるよう支援を続けていくことが望ましい。

日本語支援の体制が十分整っておらず、時間もない中で、支援効果が高められる方法を今後も検討を重ね、今後ますます増加すると予測される外国人看護

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（濱畑）

師候補者・介護福祉士候補者，ならびに国家試験合格後の外国人看護師への地域における支援体制を整えていく必要がある。

参考文献

- アークアカデミー（2017）『介護・看護の漢字とことば<N4レベル編>』三修社
- 岩田一成（2014）「看護師国家試験対策と「やさしい日本語」」『日本語教育』第158号，pp.36-48，日本語教育学会
- 河野俊之（2014）『日本語教員のためのTIPS77③ 音声教育の実践』くろしお出版
- 国際交流&日本語支援Y（2017）『外国人のための会話で学ぼう！介護の日本語』中央法規出版
- 小熊利江（2002）「学習者の自然発話に見られる日本語リズムの特徴」『言語文化と日本語教育』24，pp.1-12，お茶の水女子大学日本語文化化学研究会
- 小原寿美・岩田一成（2012）「EPAにより来日した外国人看護師候補者に対する日本語支援－国家試験対策の現状と課題－」『山口国文』第35巻，pp.114-124，山口大学人文学部国語国文学会
- 三枝令子（2012）「介護福祉士国家試験の日本語－外国人介護従事者にとってのことばの問題－」『介護福祉学』第19巻第1号，pp.26-33，日本介護福祉学会
- 白石洋子（2016）「外国人看護師の就労に関する三重県内の病院看護師の意識（第1報）－外国人看護師が病棟で看護業務を実施することについて－」『三重県立看護大学紀要』第20巻，pp.29-34，三重県立看護大学
- 布尾勝一郎（2013）「看護師・介護福祉士候補者に対する専門日本語教育－初級からの取り組み－」『専門日本語教育研究』15号，pp.23-26，専門日本語教育学会
- 平野裕子・Muc Pham Duc・藤崎郁・川口貞親・大野俊（2015）「日本ベトナム経済連携協定に基づくベトナム人看護師の受入れに関する国際共同研究－ベトナムにおける看護制度・看護教育に関する報告－」『保健学研究』第27巻，pp.61-70，長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻
- 比留間洋一・天野ゆかり（2014）「ベトナム第6回全国看護科学会議について：来日したベトナム人EPA候補者の教育を中心とした背景」『国際関係・比較文化研究』第13巻第1号，pp.165-189，静岡県立大学国際関係学部

EPAに基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（濱畑）

比留間洋一・天野ゆかり（2013）「日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状：ベトナム語資料の紹介と解説を中心に」『国際関係・比較文化研究』第12巻第1号, pp.217-232, 静岡県立大学国際関係学部

堀永乃（2015）『やさしい日本語とイラストでわかる介護のしごと』日本医療企画

松田真希子（2016）『ベトナム語母語話者のための日本語教育 ベトナム人の日本語学習における困難点改善のための提案』春風社

水野かほる（2010）「ベトナム人看護師候補者・介護福祉士候補者に対する日本語教育の課題」『国際関係・比較文化研究』第9巻第1号, pp.97-110, 静岡県立大学国際関係学部

三橋麻子・丸山真貴子・堀内貴子・西己加子（2017）『はじめて学ぶ介護の日本語 基本のことば』スリーエーネットワーク

参考資料

『やさしい解説付き看護師国家試験対策テキスト』（看護師国家試験用教材モニター版）
広島日研ドコモドアーズ

参考インターネットページ

厚生労働省：インドネシア、フィリピンおよびベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html（情報取得日：2017年9月6日）

厚生労働省：第106回看護師国家試験における経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の合格者 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000154325.html>
（情報取得日：2017年9月6日）

厚生労働省：第29回介護福祉士国家試験におけるEPA介護福祉士候補者の試験結果
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000155351.html>（情報取得日：2017年9月6日）

三重県ホームページ

<http://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/miesalon/katudou-houkokusyo/11indonesia.pdf> (<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2014080174.htm>)

（情報取得日：2016年2月29日）

EPA に基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（濱畑）

Japanese Language Support for Economic Partnership Agreement (EPA)
Vietnamese Nurse Candidates: A Report on Japanese Language Support
based on the Tripartite Cooperation Agreement

Shizuka HAMABATA

Abstract

This study is a report on Japanese language support for Economic Partnership Agreement (EPA) Vietnamese nurse candidates and the problems and challenges for Japanese language support from a Japanese teacher's point of view. The acceptance of EPA Vietnamese nurse candidates began later than that for Filipino and Indonesian candidates, and there are still many challenges remaining. The purpose of this study is to find out what is needed for EPA Vietnamese nurse candidates based on tripartite (prefecture, hospital, university) partnership agreements. We need to consider what is Japanese language support is needed for them, and what is the best support for them from the standpoint of Japanese teachers. In addition, we should clarify issues related to support by partnerships with the prefecture and hospitals, and make use of this to data improve Japanese language support for EPA foreign nurse candidates on future.

This study showed some issues identified in the course of providing Japanese language support for EPA Vietnamese nurse candidates.

From the viewpoint of the tripartite partnership agreement, it is necessary to:

- (1) discuss the scope of involvement of the Japanese teacher with the hospital well and clarify details ;
- (2) exchange information sufficiently mutually in three directions (prefecture, hospital, university) ;

EPA に基づくベトナム人看護師候補者に対する日本語支援（濱畑）

From the viewpoint of Japanese language education, it is necessary to :

- (1) learn Japanese which is necessary for daily life and work as well as learning specialized Japanese;
- (2) improve Japanese language ability for smooth communication;
- (3) start the training of Japanese pronunciation and listening as soon as possible after coming to Japan, and do continue regularly.

We need to continue studying ways to improve the effectiveness of support in the absence of sufficient time and with an absence of a system of Japanese language support, and to prepare a regional support system for candidates, whose numbers are expected to increase in the future.

Keywords : EPA, Vietnamese, Nurse candidates, Nurse national exam, Japanese language support